



家畜衛生情報

No.3-63
令和4年3月7日

豚・イノシシの飼養者のみなさま 豚熱の防疫対策の徹底をお願いします！

これから春を迎えるにあたり、野生イノシシの行動範囲が広がり、豚熱のウイルスが拡散される危険性が高まります。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る入国制限の緩和や、まん延防止等重点措置の一部解除により、人流や入山者が増加する可能性があります。

豚熱陽性イノシシは、25都府県で確認されており、県内では令和3年4月1日以降に検査した440頭中38頭の陽性が確認されています。

つきましては、野生イノシシからの豚熱の侵入を防止するとともに、アフリカ豚熱に対する防疫強化のため、以下の事項について、改めて徹底していただきますようお願いします。

1. 飼養衛生管理の徹底

①車両・物・畜舎周囲の消毒

②長靴や衣服の交換・消毒による

衛生管理区域への病原体の持ち込み防止の徹底

③毎日の健康観察

④野生動物の侵入防止対策

*免疫を獲得していない豚は感染が起こりやすいため、離乳豚舎には特にウイルスを持ち込まない衛生対策の徹底を！



2. 早期発見・早期通報の徹底

「特定症状」を発見したときは、豚等の移動を禁止し、速やかに家畜保健衛生所へ連絡してください

*「特定症状」とは

①耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある

②同一の畜房内において次のような症状の増加

40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退、便秘、下痢、目やに、

歩行困難、けいれん、削瘦、流死産等の異常産、複数頭の突然死 など

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

(北西部支所)

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052